

法科大学院に関するアンケート【集計】

(H24.5.2現在)

愛知県弁護士会所属弁護士数	1551 人	旧	1139 人	新	412 人
本会:1,306人	西三河:111人	東三河:68名	一宮:41人	半田:26人	
アンケート回答数	409 人	回答率	26.4%		

【修習期別回答率】

1～19	20～29	30～39	40～49	50～59	旧60～	新60～	不明
29 (7.1%)	35 (8.6%)	46 (11.2%)	42 (10.3%)	77 (18.8%)	31 (7.6%)	145 (35.5%)	4 (1.0%)

問1 法科大学院の目的として「高い質の法曹養成」と説明された。質の向上の達成度について。

		修習期別								合計					
		1～19	20～29	30～39	40～49	50～59	旧60～	新60～	不明	旧 (%)	新 (%)	合計 (%)			
イ	達成している	1	0	0	0	1	0	0	1	3	(1.1%)	0	(0.0%)	3	(0.7%)
ロ	相当程度達成している	1	5	5	3	0	1	23	0	15	(5.7%)	23	(16.0%)	38	(9.3%)
ハ	余り達成していない	11	8	17	10	22	5	53	1	74	(28.0%)	53	(36.8%)	127	(31.1%)
ニ	達成していない	10	17	20	22	32	9	22	2	112	(42.4%)	22	(15.3%)	134	(32.8%)
ホ	わからない	6	3	2	6	22	16	43	0	55	(20.8%)	43	(29.9%)	98	(24.0%)
ヘ	その他	0	2	2	1	0	0	3	0	5	(1.9%)	3	(2.1%)	8	(2.0%)
合 計		29	35	46	42	77	31	144	4	264	(100%)	144	(100%)	408	(100%)

問2 法科大学院の目的として「多様な人材の法曹養成」と説明された。多様性の達成度について。

		修習期別								合計					
		1～19	20～29	30～39	40～49	50～59	旧60～	新60～	不明	旧 (%)	新 (%)	合計 (%)			
イ	達成している	1	0	0	0	1	0	2	1	3	(1.1%)	2	(1.4%)	5	(1.2%)
ロ	相当程度達成している	3	4	3	5	3	3	40	1	22	(8.4%)	40	(27.6%)	62	(15.2%)
ハ	余り達成していない	10	8	20	12	20	5	60	1	76	(28.9%)	60	(41.4%)	136	(33.3%)
ニ	達成していない	11	18	19	19	37	11	24	1	116	(44.1%)	24	(16.6%)	140	(34.3%)
ホ	わからない	4	5	3	5	16	11	13	0	44	(16.7%)	13	(9.0%)	57	(14.0%)
ヘ	その他	0	0	0	1	0	1	6	0	2	(0.8%)	6	(4.1%)	8	(2.0%)
合 計		29	35	45	42	77	31	145	4	263	(100%)	145	(100%)	408	(100%)

問3 法曹養成に特化した法科大学院制度について。

		修習期別								合計					
		1～19	20～29	30～39	40～49	50～59	旧60～	新60～	不明	旧 (%)		新 (%)		合計 (%)	
イ	賛成	3	7	6	4	6	2	73	2	30	(11.5%)	73	(51.0%)	103	(25.6%)
ロ	反対	21	20	25	26	45	18	19	2	157	(60.4%)	19	(13.3%)	176	(43.7%)
ハ	わからない	1	3	10	9	20	10	43	0	53	(20.4%)	43	(30.1%)	96	(23.8%)
ニ	その他	3	5	5	2	4	1	8	0	20	(7.7%)	8	(5.6%)	28	(6.9%)
合計		28	35	46	41	75	31	143	4	260	(100%)	143	(100%)	403	(100%)

問4 法科大学院制度を廃止し、以前の2年間の司法修習制度を復活させることについて。

		修習期別								合計					
		1～19	20～29	30～39	40～49	50～59	旧60～	新60～	不明	旧 (%)		新 (%)		合計 (%)	
イ	賛成	24	24	36	33	57	20	38	2	196	(74.8%)	38	(26.4%)	234	(57.6%)
ロ	反対	1	5	6	3	2	2	49	2	21	(8.0%)	49	(34.0%)	70	(17.2%)
ハ	わからない	1	3	3	3	14	8	46	0	32	(12.2%)	46	(31.9%)	78	(19.2%)
ニ	その他	2	3	1	3	3	1	11	0	13	(5.0%)	11	(7.6%)	24	(5.9%)
合計		28	35	46	42	76	31	144	4	262	(100%)	144	(100%)	406	(100%)

問5 法科大学院の修了を司法試験の受験資格にしていることについて(予備試験合格者は除く)

		修習期別								合計					
		1～19	20～29	30～39	40～49	50～59	旧60～	新60～	不明	旧 (%)		新 (%)		合計 (%)	
イ	賛成	6	8	9	5	4	1	71	2	35	(13.4%)	71	(49.3%)	106	(26.1%)
ロ	反対	21	24	34	30	61	25	36	2	197	(75.2%)	36	(25.0%)	233	(57.4%)
ハ	わからない	1	2	3	6	9	5	33	0	26	(9.9%)	33	(22.9%)	59	(14.5%)
ニ	その他	1	1	0	1	1	0	4	0	4	(1.5%)	4	(2.8%)	8	(2.0%)
合計		29	35	46	42	75	31	144	4	262	(100%)	144	(100%)	406	(100%)

問6 2011年度の予備試験は受験者6447人、合格者116人であったが、予備試験の合格者を増加させることについて。

		修習期別								合計					
		1～19	20～29	30～39	40～49	50～59	旧60～	新60～	不明	旧 (%)	新 (%)	合計 (%)			
イ	賛成	16	18	25	21	38	20	37	1	139	(53.1%)	37	(25.5%)	176	(43.2%)
ロ	反対	7	8	8	4	11	3	56	2	43	(16.4%)	56	(38.6%)	99	(24.3%)
ハ	わからない	6	7	7	15	22	7	45	1	65	(24.8%)	45	(31.0%)	110	(27.0%)
ニ	その他	0	2	4	2	6	1	7	0	15	(5.7%)	7	(4.8%)	22	(5.4%)
合計		29	35	44	42	77	31	145	4	262	(100%)	145	(100%)	407	(100%)

問7 現在の司法試験の合格率(20数%)につき、低すぎるので高くする考え方について。

		修習期別								合計					
		1～19	20～29	30～39	40～49	50～59	旧60～	新60～	不明	旧 (%)	新 (%)	合計 (%)			
イ	賛成	6	4	1	3	0	2	23	2	18	(6.8%)	23	(16.0%)	41	(10.0%)
ロ	反対	18	25	41	29	63	22	80	2	200	(75.8%)	80	(55.6%)	280	(68.6%)
ハ	わからない	3	3	2	5	8	3	29	0	24	(9.1%)	29	(20.1%)	53	(13.0%)
ニ	その他	2	3	2	5	6	4	12	0	22	(8.3%)	12	(8.3%)	34	(8.3%)
合計		29	35	46	42	77	31	144	4	264	(100%)	144	(100%)	408	(100%)

問8 教育の質の向上のために入試倍率と司法試験合格率を基準にして強制的に法科大学院の校数と学生数を減少させる考え方(A説)と各大学の自主的判断に任せる考え方(B説)のどちらを支持しますか。

		修習期別								合計					
		1～19	20～29	30～39	40～49	50～59	旧60～	新60～	不明	旧 (%)	新 (%)	合計 (%)			
イ	A説	11	5	20	14	19	12	85	1	82	(31.2%)	85	(59.0%)	167	(41.0%)
ロ	B説	14	22	18	13	25	11	40	3	106	(40.3%)	40	(27.8%)	146	(35.9%)
ハ	わからない	2	5	3	11	22	6	15	0	49	(18.6%)	15	(10.4%)	64	(15.7%)
ニ	その他	2	3	4	4	11	2	4	0	26	(9.9%)	4	(2.8%)	30	(7.4%)
合計		29	35	45	42	77	31	144	4	263	(100%)	144	(100%)	407	(100%)

問9 法科大学院において、実務教育の分量を増加させる考え方について。

		修習期別								合計					
		1～19	20～29	30～39	40～49	50～59	旧60～	新60～	不明	旧 (%)	新 (%)	合計 (%)			
イ	賛成	8	11	15	10	14	5	64	1	64	(24.7%)	64	(44.8%)	128	(31.8%)
ロ	反対	14	11	15	14	25	11	43	0	90	(34.7%)	43	(30.1%)	133	(33.1%)
ハ	わからない	3	11	10	11	31	15	27	1	82	(31.7%)	27	(18.9%)	109	(27.1%)
ニ	その他	3	1	5	6	7	0	9	1	23	(8.9%)	9	(6.3%)	32	(8.0%)
合計		28	34	45	41	77	31	143	3	259	(100%)	143	(100%)	402	(100%)

問10 法科大学院入学の適性試験で一定の基準を下回るとどの法科大学院にも入学できないようにする考え方(A説)と各大学の自主的判断に任せる考え方(B説)のどちらを支持しますか。

		修習期別								合計					
		1～19	20～29	30～39	40～49	50～59	旧60～	新60～	不明	旧 (%)	新 (%)	合計 (%)			
イ	A説	11	7	13	11	23	9	42	0	74	(28.4%)	42	(29.0%)	116	(28.6%)
ロ	B説	11	19	23	14	31	13	86	3	114	(43.7%)	86	(59.3%)	200	(49.3%)
ハ	わからない	5	6	4	13	17	8	12	1	54	(20.7%)	12	(8.3%)	66	(16.3%)
ニ	その他	2	3	4	4	5	1	5	0	19	(7.3%)	5	(3.4%)	24	(5.9%)
合計		29	35	44	42	76	31	145	4	261	(100%)	145	(100%)	406	(100%)

問11 司法試験の回数制限について。

		修習期別								合計					
		1～19	20～29	30～39	40～49	50～59	旧60～	新60～	不明	旧 (%)	新 (%)	合計 (%)			
イ	制限の撤廃	17	23	34	36	54	19	72	2	202	(69.9%)	72	(49.7%)	257	(63.1%)
ロ	法科大学院修了後5年以内3回まで(現行)	5	3	4	2	7	5	30	0	31	(10.7%)	30	(20.7%)	56	(13.8%)
ハ	法科大学院修了後5年以内5回まで	5	6	6	2	3	0	29	2	22	(7.6%)	29	(20.0%)	53	(13.0%)
ニ	わからない	1	2	1	0	10	7	12	0	28	(9.7%)	12	(8.3%)	33	(8.1%)
ホ	その他	1	0	1	2	2	0	2	0	6	(2.1%)	2	(1.4%)	8	(2.0%)
合計		29	34	46	42	76	31	145	4	289	(100%)	145	(100%)	407	(100%)

問1 法科大学院の目的として「高い質の法曹養成」と説明された。質の向上の達成度について。

	期	回答
1	20	大学院による
2	26	バラつきが大きい
3	27	達していると評価される者も理念として示されたものが達成している所もあればそうでない所もあろう。いれば、まだ達していないのではないかと思う者もいる。
4	34	現在の修習の問題はむしろ「前期修習廃止」の方にある。3カ月程度の前期修習を復活すべし。よく勉強してきている。しかし、「前期修習者程度」という目標には至っていない
5	35	合格者が多いので相対的に学力が下がっている
6	56	高い質の内容…が不明である
7	61	時期尚早。数年で達成度を考えること自体不毛
8	63	人・大学院次第
9	64	質の意味が不明確
10	61	意識の高い学生にとっては、相当程度達成しているのではないか。
11	39	教育側の教授能力の低さ+単位科目が余りに多種過ぎることによると考える。
12	43	各大学院によりバラツキあり
13	60	各法科大学院により異なる
14	60	「質」が何を意味するのかがはっきりしない。また、多様な観点からの評価がありえるので、一概には評価しがたい。
15	32	人数が多い分幅がある。
16	31	達しているグループと達していないグループがる。

問2 法科大学院の目的として「多様な人材の法曹養成」と説明された。多様性の達成度について。

	期	回答
1	24	モラルの低下などのデメリットもあり、多様な人材確保が法科大学院制度により成果をあげてるか疑問
2	26	資料または統計が乏しい
3	27	全体としての状況を、どう評価するかは難しいところである
4	34	旧司法試験時代にも「多様」な合格者がいた
5	47	従前比
6	56	多様な人材とは何か不明。目標に……………
7	60	逆に多様性がつよくなっているのでは？
8	61	近時合格者の低下によって社会人が二の足を踏んでいるが当初は達成できていた
9	61	当初は多様であった
10	62	当初は特に研修コースは社会人・他学部出身者など、いろいろなバックグラウンドの人が多かったと思う。今は全くダメだと思う
11	61	確かに一部の大学院では多様な人材を受け入れているようであるが、実際には、法学部→法科大学院という均一化進んでいると感じる。

12	42	ある程度達成している
13	60	各法科大学院により異なる
14	61	当初2～3年は相当程度達成していた。その後はしていない。
15	64	旧試で合格しなかった(レベルが低いという意味ではない)タイプが合格するようになったのは確か。
16	32	当初は別として、今は法学部進学者そのまま進学。

問3 法曹養成に特化した法科大学院制度について。

	期	回答
1	9	制度の内容による
2	21	法科大学院制度自体に疑問を感じているため
3	25	改善のあり方によっては良くなる可能性がある
4	26	該当法科大学院がどのようなものか判然としないため
5	26	きちんと機能するのであれば賛成
6	34	研究者の研究時間を確保すること
7	35	学生から見放され多くが自然消滅する
8	44	大反対
9	45	自滅
10	47	試験制度、修習制度との関係もあるので一概に言えない
11	47	念頭に置いている制度が分からないので回答できない
12	56	現状前提ならば
13	56	問5を条件に賛成
14	59	反対はしない
15	59	ただし定員を減らすべきではないか
16	60	費用がかからず入学時に少人数を新に選抜するならOK
17	62	法学部を廃止する
18	62	学部を廃止するのであれば賛成
19	64	内容がわからない
20	64	そもそも現在の制度が法曹養成に特化しているといえるかが問題だと思う
21	61	どちらかといえば賛という程度
22	16	一般法曹養成も必要
23	18	少人数で教育し、司法修習の実を挙げる制度にすべきである。
24	35	抜本的な改革が必要
25	36	あってもよいが、司法試験受験資格となると問題

26	37	法科大学院そのものは存続させればよいと思うが受験の条件とするのは×
27	60	各法科大学院での内容次第
28	60	法科大学院自体は受験資格あっても構わないが、試験との関連では反対
29	61	問題の根本は、法科大学院制度そのものというよりも、法科大学院の乱立を容認したことだと思う。
30	63	質問の趣旨が不明
31	61	ローの存在は肯定するが、受験資格になっていることが反対。
32	51	法学部及び大学院との関係を見直すべき。
33	23	どちらでもよい

問4 法科大学院制度を廃止し、以前の2年間の司法修習制度を復活させることについて。

	期	回答
1	9	制度の内容による
2	21	基本的には賛成であるが段階的实施が必要
3	25	改善のあり方によっては良くなる可能性がある
4	27	目的を異にするもので、連続性を考えるにしても代替というものではないと思う。
5	34	但し海外展開を視野に入れると米国流に合わせる必要がある
6	34	「継続養成」の理念は活かされるべきである
7	37	現実性があるのか？
8	45	早晩自滅する
9	47	法科大学院の中身をどうするかに関わる
10	55	2年かは別として、前期修習がないことが問題です
11	56	問5を条件にするなら廃止しなくてもよいが、2年か1年半修習を復活すべき
12	59	司法試験合格者数を何名とするかによるのではないか
13	60	廃止は現実的に無理なので、入学の段階での選抜を厳格化し、他方で最終試験の合格率は上げる
14	62	現実的に不可能
15	63	ロースクールの廃止は反対。司法修習の2年間は賛成
16	64	2年の修習の中身次第。ロー廃止と連動させる意味は不明
17	64	今のままでは困難と思う
18	64	制度の中身を検討すべき
19	64	法科大学院はあってもよいが修習は2年の方がよい(但し給費が前提)
20	64	司法修習2年に賛成
21	18	問3で述べた制度が実施できれば復活にこだわらない
22	37	法科大学院は廃止せずとも、2年間の修習は有意義かつ必要
23	42	2年間の司法修習制度の復活は○。廃止についてはわからない。
24	56	法科大学院についての評価はよくわからないので廃止まで望まないが旧制度の復活には賛成。

25	60	法科大学院制度に関係なく合格後の修習を充実すべき
26	60	司法修習2年の復活と法科大学院制度廃止は関連性がない
27	60	2年にこだわる必要はない。
28	63	法科大学院を設置しつつ2年間の修習復活を
29	32	少なくとも今のままは難し。
30	63	法科大学院制度は反対だが、司法修習期間の伸長には賛成。

問5 法科大学院の修了を司法試験の受験資格にしていることについて(予備試験合格者は除く)

	期	回答
1	9	制度の内容による
2	14	現行制度を維持するならば
3	26	現状の実態からすれば
4	27	制度設計によって評価は異なるとしか言えない
5	34	多様なルートがあって良い
6	45	どちらでもよい
7	56	要するにこの点が問題だと思います
8	57	無意味である
9	59	司法研修が現行通りならやむをえない
10	59	今の合格率でロースクールを必須とするのは酷ではないか？
11	64	現行制度のもとでは賛成
12	64	制度の中身による
13	61	法科大学院制度を導入するのであれば、受験資格は制限したほうがよい。
14	35	抜本的な改革が必要
15	64	給費制が維持されるのであれば賛成。
16	62	法科大学院制度を存続する以上必要。

問6 2011年度の予備試験は受験者6447人、合格者116人であったが、予備試験の合格者を増加させることについて。

	期	回答
1	22	予備試験に反対
2	26	二重制度としては
3	26	今の合格者数では裁判官希望者に特化してしまう
4	27	予備試験の位置づけいかにないか
5	33	そもそも受験資格の制限を撤廃すべきである



6	34	多様な人材に受験機会を与える
7	45	どちらでもよい
8	50	受験者資格自体撤廃すべき
9	56	問5を条件とするなら予備試験は不要
10	59	そもそも法科大学院をなくす過程において
11	60	合格者数率という形ではなく一定の選考基準レベルに達すれば全て合格とするのが良いと思う
12	64	ロー制度をどうするかに関わる
13	64	問11で日数制度を撤廃するなら増加させてもよい
14	64	能力があるなら合格させれば良いと思う
15	64	そもそも予備試験と司法試験を区別する意味がわからない
16	30	制度に反対
17	35	抜本的な改革が必要
18	46	分母による
19	57	2012年度の司法試験における予備試験合格者の合格率が出るまでは増やすべきか減らすべきかについて議論をすることは相当でない。法科大学院卒業者の合格率が20%台であるにもかかわらず予備試験合格者の合格率がこれを大きく上回るのであれば、予備試験合格者の合格率も法科大学院卒業者と同水準となるまで増加させるべきであるし、他方、予備試験合格者の合格率が法科大学院卒業者のそれを大きく下回るのであれば、逆に予備試験の合格者数を減らす必要がある。
20	60	合格基準が不明確なため(公表されていないため)
21	64	レベルが伴えば大いに賛成
22	64	現状維持
23	51	予備試験の不知
24	64	現状では反対
25	59	現状で良いと思う。
26	51	人数のみの問題ではない。単に数の増減は答えられない。
27	62	法科大学院卒合格者とのバランス次第で増加賛成。

問7 現在の司法試験の合格率(20数%)につき、低すぎるので高くする考え方について。

	期	回答
1	12	大学院への入学レベルを格段に高くすること
2	18	質問が悪い。質の問題である
3	22	資格試験と言うより採用試験になってしまっている
4	22	高すぎる
5	24	合格者数の急激な減少は避けるべき
6	27	競争試験ではなく資格試験になるべきと考える
7	34	合格率ではなく合格者の質でしょう
8	35	合格率はもっと低くすべき

9	44	合格率は結果論であり、一定水準を有する者だけ合格させるべき
10	45	現行制度のままでは反対
11	47	母集団との関係で一概に言えない
12	48	合格者数との関係を検討する必要がある
13	54	大学院の卒業生の……。合格率の向上ならいいと思う
14	55	合格者の質が問題だと思います
15	56	現状前提ならば
16	59	受験者数の大小に寄ると思います
17	60	合格者を増やすのではなくロースクールを減らすべき
18	60	合格者数を一定のまま合格率を上げることについて賛成
19	60	合格者数率という形ではなく一定の選考基準レベルに達すれば全て合格とするのが良いと思う
20	61	法科大学院の定員を削減するべき
21	62	やみくもに高くすればいいとは思わない。質が伴うのであれば高い方がいいとは思う
22	63	合格率の問題だけじゃないので
23	63	合格者を増やす方向であれば反対
24	63	入試倍率が低い現存では低くないと考える
25	64	確率だけを上げ下げする議論に意味無し
26	64	日数制度を撤廃すれば低下するとはいえないので反対
27	64	低いとは思わない
28	64	こんな利権相反なことを弁護士に聞くのはいかがなものか
29	64	一定水平に達しないなら仕方ない
30	32	単に%ではなく、質の問題を検討すべき
31	35	制度の見直しが必要
32	43	率ではなく絶対数の問題
33	52	しかし、現行の制度設計では、学生さんも気の毒ですが(高い学費を払って20%ではリスクが大きい)
34	56	合格率よりも質が重要なのでは……
35	57	法科大学院が制度上予定されたレベルで卒業生を絞っていけば、法科大学院の卒業生が減るため、合格率が20%台となることはない(本来予定されるレベルで卒業生を輩出していれば、司法試験委員のコメントとして答案にちしあれだけ惨憺たることを書かれないであろう。)。20%台が低いことが問題ではなく、余りに簡単に法科大学院において進級・卒業できることが問題であり、この設問自体が問題の本質を誤っている。
36	59	ロー入学者をしぼるべき
37	60	合格率ありきではない
38	61	高くする方法による。分母を減らすのか、分子を増やすのか。
39	62	法科大学院卒業を要件とすることや受験回数制限を撤廃すれば合格率の低さは問題ではない。
40	56	質による
41	64	合格者数による

42	60	実力次第。なければもっと低くすべき。あるならもっと高くすべき。
43	59	合格者数を減らすべき(1,000名程度)

問8 教育の質の向上のために入試倍率と司法試験合格率を基準にして強制的に法科大学院の校数と学生数を減少させる考え方(A説)と各大学の自主的判断に任せる考え方(B説)のどちらを支持しますか。

	期	回答
1	16	法科大学院の制度に否定的だから回答…でない
2	22	おまかせします
3	26	法科大学院に反対であるため
4	33	司法試験の受験資格と切り離せば全て解決する
5	34	全国定数600程度に学費免除する
6	35	…でも良いと思うが、問3の二(学生から見放され多くが自然消滅する)のようになっていくと思われる
7	44	全廃
8	45	教育の質の向上と校数・学生数の減少とがどういう関係にあるのか不明。(但し減らすべきとは考える)
9	45	どちらでも変わらない
10	47	法科大学院は不要
11	53	更に司法試験の合格率を下げると良い
12	55	AかBかでよくなるのでしょうか
13	56	問5を条件としてB説に賛成
14	56	法科大学院を受験資格にすることを撤廃すればどちらでも可
15	57	どちらも反対。全て無くすべき
16	59	そもそも法科大学院をなくす過程において
17	59	このような改革はどちらも無意味。法科大学院の修了を受験資格から撤廃すればそれで良い
18	59	法科大学院を認可した者の責任はどうなるのか？
19	60	法科大学院制度を維持するならば地域的な偏りが無いような配慮も必要ではないかと思う
20	62	地方にも法科大学院を残すべき
21	63	AがいいかはわからないがBは×
22	64	どちらも指示しない。教育の質でなくA説だと学生の質が上がるだけ。B説は問題の先送り
23	64	法科大学院制度廃止
24	64	教育の質の向上の問題は教授側にあるのだから学生数を減らすのは筋違い
25	61	そもそもA説は現実的といえないのでは？
26	30	制度に反対
27	37	各大学の自主性に任せ、自然淘汰を待つ
28	39	但し、実現可能性はないでしょう。
29	52	強制では、地方のLSが無くなってしまいそうで
30	55	法科大学院自体反対

31	55	廃止論
32	57	学生数の問題ではなく、各学年において目標達成ができていないかをきちんと検証した上で厳格な単位認定がなされればよいだけのことであり、この設問も問題の本質を看過している。
33	58	大学院制度廃止
34	60	両説とも妥当でない。合格率だけでは判断できないし、大学の自主性に任せるのも適切でない。
35	60	Aはありえないので、Bとして各大学がさらなる削減案をすべき
36	12	法科大学院廃止
37	55	問5で終了が受験資格にならない前提でB説。
38	23	どちらでもよい

問9 法科大学院において、実務教育の分量を増加させる考え方について。

	期	回答
1	9	内容による
2	16	法科大学院の制度に否定的だから回答…でない
3	22	研修所養成期間を長期にする
4	26	法科大学院に反対であるため
5	27	本来は理論と実務の教育面でのバランスが大事だと思う
6	31	無意味である
7	33	但し、法科大学院そのものが不要と思われる
8	33	修習の期間延長・充実
9	34	「実力」養成に主眼をおき、「実務」にあまり偏るべきではない
10	35	問3の二(学生から見放され多くが自然消滅する)のようになっていくと思われる
11	44	全廃
12	44	「勝手につぶれて下さい」という考えしかありません
13	44	まずは全ての法科大学院での実務教育の内容を平準化すべきである
14	45	基礎的科目の習得に重点をおくべきだが、それは学者教員によるものではなく実務家による実務の裏付けのあるものとすべき。
15	47	内容次第
16	48	司法修習との役割分担を検討する必要がある
17	50	それで司試に合格できるならぜひ必要
18	56	現状の実務修習期間を前提とするならば
19	59	このような改革はどちらも無意味。法科大学院の修了を受験資格から撤廃すればそれで良い
20	59	基礎が重要だと思います
21	61	各学校で様々なはず
22	61	実務教育の内容の問題であると思われる
23	62	現状の時間数で足りていると思う
24	63	2年間の司法修習で行うべきである
25	64	実務教育の中身が不明

26	64	修習をしなくてもすむほど充実した内容なら賛成。そうでなければ反対
27	64	司法試験で法律論が問われる限りは一生は実務科目を増やしたところで力を入れて勉強しないと思う
28	64	むしろ全ての科目を実務科目にすべき
29	64	ロースクールのレベルによる
30	61	法律の知識を持たずに入学した学生には大変厳しい。
31	39	基礎科目の習熟が不十分であるのに実務教科を増加するのは全くナンセンス。
32	47	法科大学院の廃止
33	52	基礎学力の充実を
34	55	法科大学院自体反対
35	57	初期段階における実体法教育がきちんとなされ、然るべき学力レベルの人間のみが審級できるという本来予定された運用がなされるのであれば、実務教育を充実させることも良いと思うが、「入りづらく出やすい」日本の大学の「出やすい」という特性のみを継承した現在の法科大学院の運用状況からすれば実務教育以前に実体法を初めとした基礎的教育の充実が望まれる。
36	58	大学院制度廃止
37	60	2～3年のカリキュラムでこれ以上、増加させるのは・・・
38	62	司法試験自体に実務教育の手法を反映させなければ成功しない。
39	56	内容による
40	61	実務教育の定義、内容次第。
41	12	法科大学院廃止
42	59	ただし、基礎的な法教育を削らないこと。
43	23	どちらでもよい
44	32	成功しているとは言い難いが、一定程度は成果あり。

問10 法科大学院入学の適性試験で一定の基準を下回るとどの法科大学院にも入学できないようにする考え方(A説)と各大学の自主的判断に任せる考え方(B説)のどちらを支持しますか。

	期	回答
1	16	法科大学院の制度に否定的だから回答…でない
2	22	おまかせします
3	26	法科大学院に反対であるため
4	33	法科大学院は公官の司法試験受験予備校との位置づけを明確にするべき
5	35	イ(A説)が望ましいが、……問3のニ(学生から見放され多くが自然消滅する)のようになっていくと思われる
6	44	LSそのものをつぶすべき
7	45	現在の適性試験は実務法曹の「適正」の有無の判断材料になっていない。
8	45	どちらでも変わらない
9	47	他の選択肢はないのか？
10	56	問5条件としてB説に賛成
11	59	そもそも法科大学院をなくす過程において

12	59	このような改革はどちらも無意味。法科大学院の修了を受験資格から撤廃すればそれで良い
13	59	そもそも旧試験と違う人材を採用するためにロースクールは作られた
14	62	適性試験の内容の妥当性につき評価しかねるので判断できない
15	62	適性試験は不要
16	62	適性試験が判断基準として妥当なのか不明
17	63	適性試験の内容による
18	63	適性試験の内容を新試験一試験程度の法律科目にする限りにおいて賛成
19	64	そもそも適性検査で適性がわかるのか疑問
20	不明	内容などによる
21	37	各大学の自主判断に任せ、自然淘汰を待つ
22	39	適性試験と法曹能力とは全く無関係、。適性試験は文科省の権威確保の手段しか意味がない。廃止すべし。
23	55	法科大学院自体反対
24	58	大学院制度廃止
25	60	適性試験と法曹資格にそこまでの関連性があるとは思えない
26	63	適性試験は不要
27	12	法科大学院廃止
28	55	問8と同じ前提でB説
29	23	どちらでもよい

問11 司法試験の回数制限について。

	期	回答
1	16	法科大学院の制度に否定的だから回答…でない
2	22	一定基準以下不可とする
3	26	法科大学院に反対であるため
4	34	ある程度の制限を課した方がいいが、3回は少なすぎる。但し、これは現行試験を前提。問5、問6で他ルートが広げられるならば口(3回)でもよい。
5	45	あってもなくても変わらない
6	56	法科大学院の修了の条件を無くした上で制度撤廃
7	59	そもそも法科大学院をなくす過程において
8	59	少なくとも現状制度に合理的根拠はないように思われる
9	61	現状の合格率なら撤廃
10	61	3年以内3回
11	63	旧試験制度に戻すべき
12	55	法科大学院自体反対
13	42	旧試験に戻し、2年修習。